

## 令和元年度第2回東京都広告物審議会

令和元年10月28日(月)

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室23

午前10時00分 開会

○米田緑地景観課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回東京都広告物審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところをご出席いただき、どうもありがとうございます。私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長、米田と申します。議長に進行をお願いしますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、着座させていただきます。

現在、出席の委員の方は15名でございますので、東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それではまず、本日お手元にお配りした資料を確認させていただきます。議事次第と資料1のほか、東京都広告物審議会委員名簿、座席表でございます。そのほか「東京都屋外広告物条例の手引」「屋外広告物のしおり」「東京都広告物審議会運営要綱」を用意しております。全ておそろいでしょうか。不足がございましたら、事務局のほうへお申し出ください。おそろいの方ですので、進めさせていただきます。

それでは、前回の広告物審議会から異動がありました委員をご紹介します。8月に退任されました松本守委員の後任の学識経験者の委員といたしまして、一般社団法人日本公園緑地協会理事の小林昭委員です。

○小林委員 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 よろしく願いいたします。

では、映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、有賀会長に議長をお願いいたします。有賀会長、よろしくお願いいたします。

○有賀会長 委員の皆様方、おはようございます。それでは、早速ですが、議題に入らせていただきたいと思います。お手元の議事次第に沿って進めさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本審議会は、東京都広告物審議会運営要綱第11条に基づきまして、公開で進めさせていただきます。本日の議事は1件、「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制について」です。

それでは、資料について事務局からご説明をお願い申し上げます。

○田原課長代理 屋外広告物担当課長代理の田原と申します。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

私のほうからは資料1-1に基づきまして、実証実験の結果についてご説明させていただきます。資料1-1をごらんください。

実証実験につきましては、資料は1ページから5ページまでございますけれども、地区は4か所行いました。天王洲、竹芝、代々木、豊洲の4地区でございます。

まず1ページ目ですが、天王洲地区になります。イベントとしましては、「天王洲チャンネルフェス2019夏」ということで、天王洲エリアにおける水辺の活性化・観光促進等を目的としまして、一般社団法人天王洲・チャンネルサイド活性化協会により実施されました。実施期間は2019年7月12日、13日の2日間です。規格は、高さ15m、面積は300㎡でございます。

2の「検証結果」です。検証項目は4地区とも3テーマで行っております。①「街並み及び景観への影響」、②「来街者及び周辺環境への影響」、③「交通安全への影響」の3点でございます。

検証内容ですが、①「街並み及び景観への影響」については、主な視点場から撮影等を行い、検証してございます。

検証結果は、写真を右のほうに載せておりますので、ごらんいただければと思いますけれども、こちらは運河を挟んだところに投影しておりまして、対岸のほうから確認しましたところ、①から③が北側の対岸、天王洲第3広場が④から⑥、新東海橋付近の⑦、いずれの場所におきましても、景観への著しい影響は認められないとなっております。

②の「来街者及び周辺環境への影響」は、投射角内に人や建物が入らないかを確認する。また、来街者等へのアンケートを実施しました。

結果としましては、投射角内に人や建物は入ってございません。また、アンケート結果では、明るさがちょうどいいという意見が88%、暗いという意見が8%、まぶしいという意見が4%でございました。

③の「交通安全への影響」は、車両運転者からの見え方等を確認してございます。

投影面が見えます新東海橋付近では、車両運転者のげん惑のおそれは認められないという結果でございました。

2ページをごらんください。竹芝地区でございませう。こちらは「竹芝夏ふえす」としまして、にぎわい促進による島嶼振興への寄与や竹芝の魅力向上としまして、一般社団法人竹芝エリアマネジメントが実施いたしました。実施期間は2019年8月21日から23日でございます。規格は、高さが45m、面積は232㎡を2面で行っております。

検証の結果でございます。①の「街並み景観への影響」につきましては、竹芝駅のデッキ、または竹芝ふ頭の公園、また周辺の視点場から確認しましたところ、いずれの場所におきましても、周辺の建物と比べまして景観への著しい影響は認められないとなっております。

②の「来街者及び周辺環境への影響」については、投射角内には人や建物は入っていない。また、周辺への反射等は認められていないという結果と、アンケートを行いましたところ、明るさはちょうどいいという意見が89%、暗すぎるという意見が10%、明るすぎるという意見が1%ございました。

③の「交通安全への影響」は、投影面が見えます竹芝栈橋入口交差点、こちらは⑥や⑦のあたりですけれども、車両運転者のげん惑のおそれは認められないという結果となっております。

おめくりいただきまして、代々木地区でございませう。こちらは「YOYOGI CANDLE 2020」ということで、パラリンピックの1年前の機運醸成ということで、YOYOGI CANDLE 2020実行委員会によって実施されました。実施期間は2019年8月22日から24日でございます。規格は、高さ149m、面積は、こちらは2面行っておりまして、東向きに行いましたのが2,726㎡、南面が2,204㎡ということでございます。

検証の結果ですが、「街並み景観への影響」については、周辺の公園と、あとは周辺の住宅街、いずれの場所からも確認しましたところ、景観への著しい影響は認められないとなっております。

②の「来街者及び周辺環境への影響」ですが、こちらにも投射角内に人や建物は入っていないということでございます。投影面付近でこちらには照度計の測定も行いまして、投影前後に数値の確認をしましたところ、変動がなかったということでございます。また、アンケートの結果では、まぶしいという意見は見受けられておりませう。

③の「交通安全への影響」は、こちらは高さが5.2mを超えて14.9mということで、かなり視認がいいものと道路からも見えるというところもありまして、アイトラッキングの調査を追加して行ってございます。

アイトラッキングの調査の結果、投影面を注視するといったような影響は認められなかったという結果でございます。写真のほうでいきますと、右下のほうにアイトラッキング映像ということで記しておりますが、黄色く光っているところがドライバーの視点のところを示しているものになりまして、右の方向にちょっと薄暗く白く映っているところが投影面となっております。

最後、豊洲地区でございます。4ページをお開きください。こちらは「ONE TOYOSU」ということで、豊洲の地域活性化、魅力向上、にぎわい創出ということで、ONE TOYOSU実行委員会において実施されました。実施期間は2019年8月25日から31日まででございます。高さは13.0mで、面積は3,200㎡となっております。

検証結果は、①「街並み及び景観への影響」は、こちらは写真にありますとおりアニヴェルセルが近くでございますので、その付近からの見え方、また豊洲駅付近からの見え方、豊洲小学校付近からの見え方、いずれの場所におきましても、景観への著しい影響は認められないとなっております。

②の「来街者及び周辺影響への影響」です。こちらにも投影面付近で照度を計測しましたが、数値としては低いということで結果が出ております。また、近隣関係者やアンケートを行いまして、こちらにもまぶしいという意見は出てございません。

③の「交通安全への影響」は、晴海通りからかなり視認がいいので、こちらにもアイトラッキング調査を行ってございます。

こちらは運転者のげん惑等のおそれは認められないということと、アイトラッキングの結果においても、投影面を注視するなどの影響は認められないということ。また、ドライバーのアンケートにおきましても、運転者への影響は認められないとなっております。アイトラッキングの映像は、右の写真でいきますと、赤く点で示しているところがドライバーの視点となっております。

最後、5ページをお開きください。実証実験の結果についてまとめのペーパーでございます。検証項目の①「街並み及び景観への影響」は、検証結果としましては、各視点場からの見え方を確認し、景観への著しい影響は認められなかったとなっております。

②「来街者及び周辺環境への影響」については、アンケートの結果では、投影面の明るさは、一部まぶしいという意見がございましたが、ちょうど良い、暗いといった意見のほうが多数を占めておりまして、来街者や周辺環境への特段の影響は認められなかったとしてございます。

③「交通安全への影響」は、車両運転者からの見え方及びアイトラッキング調査の結果から、信号機または道路標識等の効用阻害、または車両運転者のげん惑のおそれは認められなかったとなっております。

総合としまして、街並み・景観への影響、来街者及び周辺環境への影響、交通安全への影響を検証した結果、特に支障は認められなかったと、まとめてございます。

また、補足ですけれども、天王洲と竹芝地区におきましては、アンケートをとったときに、近隣居住者の方の属性を分析しておりまして、在住者の方のほうが若干明るいという意見については多い傾向もあったところではありますが、苦情が特に出ていたとかそういったものではなかったということを補足させていただきます。

実証実験の説明は以上でございます。

○小野屋外広告物担当課長 屋外広告物担当課長の小野でございます。続きまして、規制の見直しについてご説明したいと思います。着座にて説明いたします。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、資料1-2をごらんいただければと思います。「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しの考え方(案)」をまとめたものでございます。

1の「背景・目的」としまして、東京都におきましては、平成24年度にプロジェクションマッピングについて新しい広告物として屋外広告物条例における取り扱いを定めておりまして、主な内容としましては、イベント等で企業広告等の営利内容が映らない映像を一時的に投影するものは規制の対象外。それから営利内容を含むものは、商業地域等の許可区域では広告板に準じた一定の規格内で許可を受けて投影可能。それから道路をまたいだ投影は不可というような内容で取り扱いを行ってまいりました。

近年、まちの活性化やにぎわい創出などのために、公益イベント等でプロジェクションマッピングを活用する取り組みが広がっているところがございます。昨年3月には、国土交通省が、「投影広告物条例ガイドライン」を作成したところでございます。こうした状況を踏まえまして、観光資源としての活用や東京の都市の魅力向上につなげていく観点から、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しを行うというものでござ

ざいます。

2 「見直しのポイント」でございいますが、①としまして、公益イベントで活用しやすくするという観点から、企業広告の取り扱いを含め手続や規格を見直すというものでございまして、一定の条件（企業広告割合1／3以下等）を満たすものについては、禁止区域も含め届け出により表示可。短期間（おおむね14日以内）のものは、通常の規格を超えて表示可としております。

②としまして、観光振興や地域の魅力発信など、地域の特性に応じた活用がしやすくなるよう、プロジェクションマッピング活用地区制度を新設するという事で、活用地区では、まちづくり団体等が策定した地域ルールに基づき表示を可能としてございます。

③としまして、景観、周辺環境、安全性への配慮など、プロジェクションマッピングを表示する際の遵守事項としまして、急激な光点減やサブリミナル的表現を避けること。道路を挟む場合等は信号機の効用阻害や車両運転者のげん惑のおそれがないこと等を入れてございます。

「具体的な内容」については、資料1-4「見直し案」のとおりというふうになっております。

1枚おめくりください。資料1-3「取扱基準案（平成31年2月）からの主な変更点（案）」でございまして。

まず、「記載順」につきましては、今回、公益イベントの取り扱い等を分かりやすくするという事から、①共通事項、②公益イベント、③活用地区の順にまとめてございます。

2点目としまして、「急激な光点減等により安全性への影響の防止」のところにつきましては、建築物等に投影しますと、かなり光が減衰するということが分かってきましたので、避けるべき映像の判断に当たっては、輝度のほかに照度を基準とすることができるようにしております。

それから「公益性」としまして、今回の実証実験などの活用事例等を踏まえまして、公益性の例示に「地域の発展、観光の振興、まちづくりの推進」を加えてございます。

それから「公益イベント等で短期間表示するプロジェクションマッピング」ですが、これについては、公益を目的とした短期間の表示であることを踏まえ、通常の規格を超えられるだけでなく、総表示面積の基準についてもかかわらずに表示可というふうにしてございます。

それからプロジェクションマッピングの活用事例等を踏まえまして、禁止区域に通常の

規格等を超えて表示できるものに、「観光・歴史文化資源及びその周辺、広場等で表示するもので、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないもの」を加えてございます。

5点目としまして、「プロジェクションマッピング活用地区」、取扱基準の段階では「知事が指定する地区」という名称でしたが、それを「プロジェクションマッピング活用地区」というふうにしてございます。

それから活用地区の指定に当たりましては、広告物審議会の意見を聴くものとする。

それから活用地区で定める地域ルールにつきましては、地域の合意に基づき、地区内に適用する基準を策定するというものであることを踏まえまして、通常の規格に加えまして、総表示面積の基準についてもかかわらずに表示可としてございます。

1枚おめくりください。資料1-4「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案」でございます。これが今回お諮りする内容ということになります。

まず、(1)として「共通事項」をまとめてございます。①の「光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮」としまして、まず「景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと」としております。

それから「急激な光点滅等による安全性への影響の防止」としまして、日本放送協会、それから社団法人日本民間放送連盟で出しております「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」を参考にしまして、光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるですとか、サブリミナル的表現は避けるなどの内容を入れてございます。

②としまして、「道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないこと」としております。

③「規格・総表示面積の基準」としまして、「原則として、『広告塔及び広告板』、『建築物の壁面を利用する広告物等』の規格及び総表示面積の基準に適合すること」としてございます。

参考としまして、「建築物の屋上を利用する広告塔等の規格」、2ページにまいりまして、「建築物の壁面を利用する広告物等の規格」、それから「総表示面積の基準」を記載しております。これは通常の広告物で適用される規格、基準になります。

それから、ここの広告塔、広告板、壁面を利用する広告物等以外にも、建築物から突出する広告ということで、いわゆる袖看板というものがあるんですけれども、こちらにつきましましては、道路上にはみ出るものについては道路占用上も映像は禁止されているといったこともございますので、対象から除いているところでございます。

2 ページ目になりますが、「考え方」をまとめてございます。プロジェクションマッピングは、動きのある非常に大きな映像を映すことが可能であることから、実施に際しては、景観、周辺環境及び安全性に配慮し、支障を及ぼさないことを基準としてございます。

それから健康に影響を及ぼすおそれのある急激な光点滅や、公正でない表現とされるサブミナル技法については、テレビ放送においても自主的な規制が行われておりますので、プロジェクションマッピングについても、影響を防止するための配慮事項をNHK放送ガイドライン等を参考に定めるということでございます。

それから道路を挟む投影は従来は不可とされていたんですが、高所から高所への投影等により、信号機等の効用阻害、車両運転者のげん惑のおそれのないものについては、表示できることとしてございます。

それから規格及び総表示面積の基準は、原則として、通常の広告物と同様としてございます。

次に、(2)「公益を目的としたイベントのために表示するプロジェクションマッピング」でございます。まず、適用除外ですが、公益を目的としたイベントのために、公益性があり期間限定で表示するプロジェクションマッピングについては、禁止区域、禁止物件、許可区域に許可を受けずに表示又は設置できるというふうにしておりまして、下に記載してあります表示期間が3か月以内ですとか、企業広告等の割合が1/3以下ですとか、そういった基準に適合することとしてございます。

それから公益性の例示としましては、先ほど申し上げました地域の発展や観光の振興などに当てはまるものということになります。

3 ページにまいります。その場合の企業広告等の表示内容としても、法令及び公序良俗に反しないですとか、本来の公益目的の表示を阻害しないものなどの基準を入れてございます。

次に、②「公益イベント等で短期間表示するプロジェクションマッピングの規格」でございます。今回、表示期間が短期間で(2)①の基準に適合するものにつきましては、

(1)③の規格及び総表示面積の基準にかかわらず表示することができるというふうにしてございます。この場合、禁止区域にあつては、原則として、公園、広場等、学校、美術館、官公署等の敷地や観光・歴史文化資源及びその周辺で表示するもので、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないものとしてございます。

ただし、(1)③の高さ制限、地域によって5.2mとか決められているものですが、こ

れを超えて表示する場合には、次のいずれかの要件を満たすということで、表示期間が7日以内、または表示期間が14日以内かつ1日当たりの表示時間が3時間以内などの要件を満たすこととしております。

それから「公益イベントで規格等を超えて表示する場合の景観等への配慮」としまして、原則として、今申しあげました14日以内ですとか、そういった表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。どうしても繰り返すという場合には、適切に間隔を空けることとしております。

それから原則として、都・区・市の景観計画、景観形成の方針等を踏まえ、良好な景観に支障を及ぼさないことといったような内容を入れてございます。

次に、東京都景観計画の例を例示として載せているところでございます。

4ページをおめくりいただければと思います。「考え方」をまとめてございます。今回、公益イベントでの活用をしやすくするという観点から、公益性があり期間限定で表示するプロジェクションマッピングについては、国のガイドラインも参考に、企業広告の割合、収益の用途などの一定の条件のもと、企業広告を含むものについても許可手続等の適用除外とし、届け出により表示できることとするとしております。

それから公益イベントにおいて短期間表示するプロジェクションマッピングについては、通常の広告物の規格にかかわらず、例えば建築物の壁面全体への表示などができることとしておりますが、この場合、プロジェクションマッピングの表示は、景観計画等を踏まえて、良好な景観に支障を及ぼさないものとしております。

また、高さ制限を超える場合には、景観への影響を考慮し、表示する期間等について一定の要件を満たす必要があるものとしてございます。

次に、(3)「プロジェクションマッピング活用地区」でございます。活用地区の指定につきましては、まちの活性化やにぎわい創出等に資すると認めるとき、地域特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図る地区として、指定することができるとしてございます。これについては、まちづくり団体等からの申請に基づき行うこととしまして、指定する際には、あらかじめ区市町の長及び東京都広告物審議会の意見を聴くものとしてございます。

②「プロジェクションマッピング活用地区内の規格」ですが、(1)③ですとか(2)②の規格及び総表示面積の基準にかかわらず、まちづくり団体等が策定した地区内において適用される面積・高さ等の基準(地域ルール)に基づき表示できるというふうにしてご

ざいまして、「活用地区の要件」としましては、都や区市の行政計画などにおきまして、にぎわい創出や観光振興を図る地区とされているなど、プロジェクションマッピングの活用が望ましい地区であること。それから地域の合意形成が図られていること。

5 ページにまいります。「地域ルール」としましては、まちづくり団体等が地域の合意に基づき、地域ルールを策定するという一方で、ルールは景観、周辺環境及び安全性に配慮し、区域の範囲、活用方針、表示の規格等を定める。それから指定後も運用状況等を踏まえて、必要に応じて地域ルールを見直すというふうにしてございます。

「考え方」としましては、観光振興や地域の魅力発信など、地域特性に応じてプロジェクションマッピングを活用しやすくできるように制度を新設するものでございまして、指定に当たりましては、観光資源としての効果的な活用等を図ることができるように、都区市の行政計画等を踏まえるというふうにしてございます。

それからまちづくり団体等が、エリアマネジメントなど、地域の価値向上に取り組む事例が増えてきているといったことを踏まえまして、これらの団体等が地域の合意に基づき地域ルールを策定するものとしております。

地域ルールは、地域の特性に応じてプロジェクションマッピングが活用できるように、地区内の表示の規格等を定めるものでございますので、規格のほかに区域の範囲、それから活用方針等を定めるものとするとしてございます。

(4) としまして「その他」につきましては、上記に定めるもののほかは、通常の屋外広告物の取り扱いの例によるとしてございます。

以上、「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案」についてご説明いたしました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○有賀会長 どうもありがとうございました。本件については、規格等検討小委員会において調査、審議が行われておりますので、当該小委員会の佐々木委員長から補足説明等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 規格等検討小委員会の委員長の佐々木でございます。小委員会におきましては、この取扱基準案の見直しにつきまして、結果的には全会一致で承認ということになったところでございます。

前々回の審議会、本年2月でございましたが、そのときにご審議がありました取扱基準案を2月に公表して、その後、ただいまご説明のございました実証実験、そしてそれを踏まえての見直し案、これらについて、本年の8月と9月の2回にわたって小委員会で検討

いたしまして、ただいま申し上げましたように、全会一致で可決という結果に至ったところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○有賀会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明並びに小委員会からのご報告も含めてで結構でございますけれども、これらについて、ご意見、あるいはご質問がございましたら、委員の皆さん方からご発言をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございますので、ご発言があればよろしく願いします。いかがでしょうか。

先ほど事務局からもご説明がありましたけれども、資料1-2で見直しの考え方の案が説明されています。それから変更点については対応して資料1-3、見直し案の細かい内容が資料1-4ということで説明があったわけですが、これらの内容、項目について、もし不明点などあれば、この際ご発言いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○清水委員 最初、質問なんですけれども、実証実験をやったこの4つの例は、全て現規定の中でやっているということでしょうか。

○有賀会長 2月に、見直し案の前の現行案ですね。ただし、規模ですとか高さですとか、例えば代々木のものなんかは非常に高さが高いので、特例で認めているというふうなことでご理解いただければと思います。特例小委員会にかけて、特例小委員会のほうで認めているということです。

○清水委員 実証実験の1の天王洲なんですけれども、これは運河から危険とかそういうのはないのかなと思ったんですけど。道路じゃなくて、運河を通っているの、運河を通っている船というんですかね。そこら辺は。

○田原課長代理 こちらで運河をまたいで投影する際は、港湾局でしたら運河の関係のところとの調整というのは事前に行っておりまして、例えば屋形船とか、投影しているときはそういったものを通さないですとか、必ず投射のところに入らないような対策等とはって実施しているものになります。

○清水委員 道路みたいに、勝手に船がここを通るということはあり得ないということなんでしょうか。

○田原課長代理 そうですね。投影している最中にそこを通るということはないような調整になっております。

○清水委員 個人の船みたいなのが通ったりはしないんですか。

○田原課長代理　ここについてはないかと思っております。確認はしなければいけないと思うんですけども、個人の船についてのところは……。

○清水委員　釣り船か何か分かりませんが、モーターボートとか、そういうのが普通に通ったりするんだったら危ないんじゃないかなと思ったという質問です。

○田原課長代理　実際やっている中では、そういった船とかが通って支障が出たですとか、そういったことの報告は上がっておりませんので、実際通ってはいないかと思っております。

○有賀会長　運河の管理者に事前に了解を得られていて、実態上の支障がないということですよ。

○田原課長代理　はい。

○清水委員　そうすると、道路を挟む場合の取り扱いというところに、「運河」とか「川」とか、そういう言葉を入れなくていいのかなというふうに思ったんです。資料1-4の「共通事項」の②のところに入れなくてもいいのでしょうかと思いました。

○有賀会長　今のご質問は、資料1-4の(1)「共通事項」の②の「道路を挟む場合等の取扱」で、「信号機、道路標識等の効用を阻害し」というところは、運河についてはあまり懸念がないんだとは思いますが。そうすると、船舶といいますか小型船舶の運航者をげん惑するおそれがないかということ。ただ、道路と全く同じに扱うというのは、運河の通行の性質上、やや違いがあるように思いますが、その辺の懸念があるかどうかということだと思っておりますが、特に港湾局とか運河の港湾管理者のほうから事前に何かそういうふうな意見は出ていますか。特には出ていないですか。

○田原課長代理　はい。

○小野屋外広告物担当課長　1ページのほうで、②で「道路を挟む場合等」というふうに言っておりますが、道路だけじゃなくて、例えば鉄道の上を通る場合とか、交通への影響が考えられる場合、今の場合ですと船ですから舟運ですとか、そういったいろんなケースがあるかと思うんですけども、それをまとめて「道路を挟む場合等」ということで、そういった影響が考えられる場合には、運転している方のげん惑のおそれがないようにしてくださいという基準にしております。

○羽谷代理（坂口委員）　警視庁の羽谷です。実務的なお話なんですが、もし水路を使用する場合は、水面使用の許可を得ます。そういった協議は、警察署のほうで、道路だけに限られるのか、水面も使用するのかということは、地域課が担当になるんですけども、

水面利用の可能性があれば、そこで協議をします。港湾関係者、管理者とも連絡をとって許可を得ているかどうかを確認いたします。運航の支障がある場合は、保安船等を配置して、運航に支障がない範囲で投影をするということがありますので、先ほど事務局のほうからお話がありましたけれども、「道路を挟む場合等」に含まれるものと思います。

○有賀会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 もう1つ質問なんですけど、活用地区を決めるというところなんですけれども、地域の合意形成を図って、それに基づいてやりますよということになっているんですけれども、例えばそれがきちんとなされなかった場合、まちづくり団体はやっているつもりでも、地域住民の中には反対意見の人がいたりとか、もめたといいますか、そういったようなときであるとか、あと、ここの活用地域に限らず、何か問題を感じて意見など言いたい人がいた場合に、それを言うようなルールができていいのかということと、もめた場合ですとか何か問題が起きたときには、一時的に取りやめてくださいとかいうような、そういうルールというか決まりまでできているんでしょうか。

○小野屋外広告物担当課長 1つ目でございますけれども、地域の合意形成を実際に本当に図られているのかと。まちづくり団体さんのほうは合意済みですというふうに言っている中で、実は反対がいるような場合にどうなのかということなんですけれども、それにつきましては、現時点で、活用地区の申請の内容の中で、実際に説明会とかがどんなふうに行われているかというものを確認しまして、それから指定に当たっては、地元の区市町が地域とかなり密接な関係の中でやっておられると思いますので、そういったところの意見を聞く中で判断していくということを考えてございます。

あとは、実際に活用地区内で投影する場合に、例えば近隣住民の方の苦情ですとか、そういったものがあるような場合については、それは事業者等において適切に、聞いていただいで対応していただくということになるかとは思っています。

○清水委員 活用地区以外のものについてもそういうふうに……。

○小野屋外広告物担当課長 そうですね。活用地区以外につきましても、最初の①番のところ、「景観、周辺環境、安全性に配慮し、これらに支障を及ぼさないこと」ということが条件になっておりますので、この条件を満たした内容でやっていただくということになると思います。

○清水委員 何か問題が起きたときは、緊急的に、一時的にやめてくださいとか言う権限はあるということなんですか。

○小野屋外広告物担当課長 実際にはやられる場合には、近隣の方ときちんと調整をさせていただいて、トラブルのないようにやっていただくという指導になるかと思います。

○清水委員 もしトラブルがあった場合にはどうなるのですか。

○小野屋外広告物担当課長 実際に周辺環境に支障を及ぼしているというような内容ですと、この基準に合わないということになりますので、それは……。

○清水委員 その段階でストップすることができるということですか。

○小野屋外広告物担当課長 それは基準に合わないというものになりますね。

○清水委員 では、2週間のところを1週間たったところで、苦情とかが多かったからストップするとか減らすとかいうことも可能なんではないでしょうか、このルール上。

○小野屋外広告物担当課長 実際にはそのケースによると思うんですけども、そういったご指導がされるということになるかと思います。

○清水委員 自治体から指導が行くということですか。

○小野屋外広告物担当課長 はい。通常ですと、許可権者が区市町になっておりますので、そちらのほうから指導をされることになると思われれます。

○清水委員 分かりました。

○有賀会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

今回、2月の案の公開以降、見直しになるわけですが、資料1-4の(1)のところで共通に関わる事項が示されていまして、特に(1)の③というのが「規格・総表示面積の基準」ということで、これはあくまでも共通で関わってくるルールです。

これが見直し案のベースになるんですが、ただし、公益性のあるものについては、公益を目的としたイベントについては、最初に報告があった天王洲ですとか竹芝ですとか、あるいは代々木の例も含めてですが、地域のにぎわい創出ですとか、あるいは活性化ということも含めての公益の目的があるようなものの実証実験をしてきた中で、先ほど冒頭事務局からも報告があったように、資料1-1で示されたような報告がありました。つまり、大きな支障がないというふうなことで理解できるんですが。

という中で、今回見直しのポイントとしては、今度は公益を目的としたものについてはもっと使い勝手をよくしようと。単純に緩和をするということでは必ずしもないわけですが、運用面で使えるように使い勝手をよくしようということが1点。それが要するに資料1-4の(2)なわけですね。

ここもよく読んでいただくと、内容が2つに分かれると思うんですが、1つは、冒頭申

し上げた、その上にある(1)③で示してある基準、これは規格とか総表示面積の基準内のものについてと、それからそれを超えるものというのが、今度は3ページの(2)②「公益イベント等で短期間表示するプロジェクションマッピングの規格」だけれども、「ただし」と書いてあるんですが、「(1)③の高さ制限を超えて表示する場合には」という文言が入っているところがあると思いますけれども、(1)③の「高さ制限を超えて」、つまり、これは具体的に言うと代々木なんかの例はこういう例ですよ。こういう例の場合は、「次のいずれかの要件を満たすこと」と。要するに「いずれかの要件」だから、「または」でこれを読めればいいわけですね、「かつ」ではなくて。「表示期間が7日以内」と短いもの、「または1日当たりの表示時間が3時間以内」と短いもの、「または壁面面積の3/10以内」という、これらにうまく整合してもらえれば、(1)③で示している規格の基準(高さ)を超えたものでも、公益目的があればよいのではないかというふうなことであります。

したがって、逆に言うと、(1)③の規格の中におさまっていれば、2ページ目の表示期間が3か月以内とか、企業広告の割合がおおむね1/3以下というふうに示してあるような、公益イベント等で表示するプロジェクションマッピングの適用除外だけれども、次の基準の全てに適合することという、これのほうで見るとということになるわけでありまして。

見直し案の項目間の相互関係をご理解いただくのはやや複雑なところがありますけれども、「ただし」というところをよく読んでいただくと、そういうふうな読み方ができるということでありまして。大きな考え方としてはこういうことであります。

それから、先ほど来質問が出ましたけれども、活用地区の指定については、都知事が指定するというふうなことでありますけれども、市区町の審議会並びに長の意見を聴くというふうなことであります。

資料1-4にも多分関連するんですが、例えば都が指定しているような文化財庭園ですとか、景観形成地区ですとか、そういうところというのはもともと厳しい規制がかかっているところでありまして、仮にですが、そういうようなところ、あるいはそれに影響を及ぼすような活用地区の案のようなものが出てくるときには、都も当然ながら、これは都知事が指定するというふうなことになりますので、その段階で意見を言う、あるいは不適切であればそれをとめるというふうなことにもなるんだと思いますけれども、その前の段階で十分に、地元との合意、あるいは市区町の審議会、あるいは長の区長さん、市長さんの意見を聴くということになっていますので、そういう意味では事前の協議の場がきちんと

設けられているというふうには理解しております。

さて、特にほかはないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案」について、事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○有賀会長 ありがとうございます。それでは、提案のとおり可決するということいたします。どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は終了でございますので、進行を事務局にお返しいたします。

○米田緑地景観課長 有賀会長、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして東京都広告物審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

午前10時46分閉会